

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 28 年 11 月 1 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮 問 事 項

平成 29 年度国民健康保険料のあり方について

2 答 申 事 項

平成 29 年度国民健康保険料率と賦課限度額を次のとおり見直す。

(1)基礎賦課額

被保険者均等割 25,800 円から 28,800 円

世帯平等割 5,800 円から 2,800 円

賦課限度額 52 万円から 54 万円

(2)後期高齢者支援金等賦課額

賦課限度額 17 万円から 19 万円

なお、平成 29 年度税制改正において、国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。

国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

3 答申の理由

一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用すべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。

上記視点に立ち、平成 29 年度の保険料について審議した。

国民健康保険料のあり方については、平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県となることから、平成 27 年 1 月 29 日付け答申資料「西東京市国民健康保険料のあり方について」を作成し、平成 27 年度から医療分の賦課方式の 2 方式への移行を目指しており、引き続き移行計画に沿って実施することとした。

また、賦課限度額については、国の平成 28 年度の改正に準じて見直しを行うこととした。

平成 29 年度国民健康保険特別会計は、これら「西東京市国民健康保険料のあり方について」に基づく医療分の賦課方式の移行計画の実施及び賦課限度額の見直しにより、法定外繰入金についても一定程度改善する見通しであることから答申事項の結論に至った。

「付帯意見」

- 1 WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、平成 28 年 3 月に策定した西東京市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、疾病の重篤化予防など、計画に掲げた事業の着実な取組みを進めること。
併せて、療養費の適正化、レセプト点検など、医療費の適正化に向けた取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも、口座振替の勧奨、滞納繰越額の削減など保険料徴収の向上を図ること。
- 2 現在、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都への補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを引き続き要望すること。
- 3 平成 29 年度は、平成 30 年度からの都道府県化に向けて、既存システムの改修や各種様式等の統一化等、さまざまな準備作業が必要となる。都道府県化への円滑な移行が図れるよう、準備作業に万全を期すこと。